

指定居宅介護支援事業所ふるさとの森 運営規程

(事業目的)

第1条 医療法人 誠晴會が開設する指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の基本方針)

- 第2条 要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようサービスの提供を行う。
2. 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。
 3. 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。
 4. 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保険・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図るものとする。

(事業の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称：指定居宅介護支援事業所 ふるさとの森
- ② 所在地：佐賀県藤津郡太良町大字糸岐 6730-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- ① 管理者：1名（常勤兼務）
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 介護支援専門員：2名以上
利用者35名又はその端数を増す毎に、介護支援専門員1人を標準とする。
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日：原則として、月曜日から土曜日までとする。
日曜日は電話対応のみとする。
- ② 営業時間：午前8時30分から午後5時30分までとする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は、次の方法とする。

- ① 利用者の相談を受ける場所：事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所において行うものとする。
 - ② 使用する課題分析票の種類：利用者の状況を勘案し、書式化されたアセスメント方式を使用する。
 - ③ サービス担当者会議の開催場所：事業所内その他必要と認められる場所において開催する。
 - ④ 介護支援専門員の居宅訪問頻度：月1回を目安とし、必要に応じて訪問するものとする。
2. 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払は受けないものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、鹿島市、太良町とする。

(虐待防止の為の措置に関する事項)

第8条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又は再発を防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- ② 成年後見人制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ⑤ 当事業所従業者または居宅サービス事業者または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待が疑われる場合には、速やかに、これを市町村に通報します。
- ⑥ 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、介護支援専門員を含めた従業者に周知徹底を図ります。
- ⑦ 虐待防止のための指針を整備します。

(その他運営に関する重要事項)

第9条 事業者は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を、次のとおり設けるものとし、常に業務体制を整備する。

- ① 採用時研修：採用後3ヶ月以内
 - ② 継続研修：随時
2. 介護支援専門員その他の従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 事業者は、介護支援専門員その他の従業員であった者に業務上知り得た利用者

又はその家族の秘密を保持させるため、退職等により従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とする。

4. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人 誠晴會と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

《付 則》

この規定は、令和 6 年 1 月 1 日に改正する。

この規定は、令和元年 8 月 1 日に改正する。

この規定は、平成 30 年 4 月 1 日に改正する。

この規程は、平成 28 年 8 月 1 日に改正する。

この規程は、平成 27 年 3 月 15 日に改正する。

この規程は、平成 23 年 8 月 7 日に改正する。

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日に改正する。

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 15 年 5 月 1 日に改正する。

この規定は、平成 18 年 4 月 1 日に改正する。